相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市田村五五番地、最後の住所神奈川県平塚市南金目二二八一番地の六
被相続人　亡　福島　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
神奈川県小田原市栄町一丁目一四番地四八号　ジャンボーナックビル七〇一
相続財産管理人　弁護士　伊奈　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区下平間六八番地一、最後の住所川崎市幸区下平間六八番地一　市営住宅四―二〇四
被相続人　亡　髙橋　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
川崎市川崎区宮本町六番地一高木ビル九〇二
相続財産管理人　弁護士　上田　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区貝塚二丁目四番、最後の住所川崎市川崎区浜町三丁目五番二一号双葉荘
被相続人　亡　山内　昌輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　坂本・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　妻鹿　琢生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町山北一八四〇番地一一、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町山北一八四〇番地の一一
被相続人　亡　渡邉　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
神奈川県平塚市宝町一一―二　フォーラムビル六階
相続財産管理人　弁護士　朝倉　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区釜利谷東三丁目四二六〇番地、最後の住所横浜市青葉区荏田町一二三六番地七　東急江田駅前ドエリング一〇〇三号
被相続人　亡　髙野　定夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル七階　横浜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区嘉山二丁目七〇一番地一、最後の住所新潟市北区嘉山二丁目一番五号
被相続人　亡　中川　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
事務所新潟市中央区花町二〇六九番地新潟花町ビル六階中村江花法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上高井郡高井村三四三番地、最後の住所不明
被相続人　亡　牧　里津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
長野県須坂市北相之島四一番地
相続財産管理人　堀内　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市西島町九八〇番地二、最後の住所静岡県沼津市本字下小路町三九三番地の二梶コーポ三F　被相続人　亡　野田　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
静岡県沼津市大岡一九二三―一　元吉ビル一階　セラ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　角替　清美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区西院坤町七八番地、最後の住所京都市右京区太秦袴田町一一番地一八
被相続人　亡　林　保治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛谷　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市御厨二丁目六番地二六、最後の住所大阪府東大阪市御厨二丁目一番四号
被相続人　亡　三浦　絹枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市信州新町新町二一二番地、最後の住所大阪府高槻市大字奈佐原一〇番地の一〇
被相続人　亡　金箱　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル九階・二階
相続財産管理人　弁護士　藤原　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所大阪府八尾市大字竹渕五七五番地
被相続人　亡　松本一郎こと　朴　二竜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　外山　弘

第69期決算公告

平成25年3月15日　北海道小樽市奥沢1丁目21番15号

北の誉酒造株式会社

代表取締役社長　村松　敏夫

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	599	流動負債	339
固定資産	320	固定負債	897
有形固定資産	289	負債合計	1,237
無形固定資産	2	株主資本	△317
投資その他の資産	29	資本金	305
		資本剰余金	9
		資本準備金	9
		利益剰余金	△631
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	△664
		（うち当期純損失）	（86）
		純資産合計	△317
資産合計	920	負債・純資産合計	920